

認定ファンドレイザー研修のための「日本ファンドレイジング協会認定研修」に関して

2012年4月1日
日本ファンドレイジング協会

1. 趣旨

認定ファンドレイザー制度における選択研修については、日本ファンドレイジング協会主催研修以外にも、全国各地で開催される研修のうち、認定講師による研修もしくは、パートナー団体の主催による研修で、かつ、一定の基準を満たす研修については、協会まで所定の書式で申請し、承認を得た後に当協会認定研修としてポイント付与の対象研修とすることができます。この他に、2012年度より、上記「協会認定研修」の解釈を以下の通り定める。

2. 協会認定研修のガイドライン

①日本ファンドレイジング協会が、その研修の企画・内容の策定について関わるものにおいては、日本ファンドレイジング協会の主催に準ずる研修の開催として、認定研修の対象とすることができます。

②主催に準ずる研修の場合、申請書の提出については、認定ポイント所得希望者を管理する側が日本ファンドレイジング協会であった場合、日本ファンドレイジング協会が、代理で申請を行う。

項目	制度規約	基準	付与ポイント数について
当協会主催の研修	第 11 条適用	従来通り	制度規約第 8 条に基づく
認定講師による研修	第 11 条適用	従来通り	制度規約第 8 条に基づく ※認定講師が行う研修時間のみ対象。
パートナー団体主催による研修	第 11 条適用	従来通り	制度規約第 8 条に基づく
主催に準ずる研修	ガイドライン適用	日本ファンドレイジング協会が、その研修の企画・内容の策定について関わるものにおいて、研修要綱の下記の基準を満たす研修については、協会まで所定の書式で申請し、承認を得た後に当協会認定研修としてポイント付与の対象研修とすることができます。 ① 認定FR研修構成に関連するもの ② 参加者による5段階評価の満足度評価を実施し、協会に報告できるもの ③ 認定ポイント所得希望者に研修IDを伝達し、かつ、認定ポイント所得希望者を協会指定のフォーム（電子データ）で報告出来るもの。 ④ 認定研修登録事務手数料 20,000 円を納入するもの	制度規約第 8 条に基づき、日本ファンドレイジング協会事務局がこれを判断する。